

西条市お試し移住用住宅貸付規則

(目的)

第1条 この規則は、移住検討者に対するお試し移住用住宅の貸付けに関し必要な事項を定めることにより、本市への移住の推進を図り、もって本市への人口の流入を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「移住検討者」とは、本市への移住を検討している市外に住所を有する者をいう。

2 この規則において「お試し移住用住宅」とは、本市の風土及び本市での日常生活を体験するための拠点として移住検討者に貸し付ける住宅をいう。

(名称、位置及び定員)

第3条 お試し移住用住宅の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。

名称	位置	定員
お試し移住用住宅「リブイン西条ハウス」	西条市小松町新屋敷 甲2885番地	5人（1組に限る。）

(貸付けの制限)

第4条 お試し移住用住宅の貸付けを受けることができる移住検討者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 旅行に伴う宿泊又は出張その他の商用若しくは業務目的の使用でない者
- (2) 西条市暴力団排除条例（平成23年西条市条例第20号）第2条第3号に規定する暴力団員等でない者
- (3) 体験結果に係るアンケート調査に参加することができる者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める要件に該当する者

(貸付けの承認申請)

第5条 お試し移住用住宅の貸付けを受けようとする移住検討者（以下「貸付申請者」という。）は、お試し移住用住宅を使用しようとする日の7日前までに、西条市お試し移住用住宅貸付承認申請書（様式第1号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(貸付けの承認)

第6条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、貸付けを認めるときは、お試し移住用住宅貸付承認通知書（様式第2号）により貸付申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による貸付けの承認に条件を付することができる。

(貸付けの変更承認)

第7条 前条の規定により貸付けの承認を受けた貸付申請者（以下「貸付対象者」という。）は、承認を受けた事項を変更しようとするときは、西条市お試し移住用住

宅貸付変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の変更承認申請書を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、変更を認めるときは、西条市お試し移住用住宅貸付変更承認通知書（様式第4号）により貸付対象者に通知するものとする。

（契約）

第8条 貸付対象者は、借地借家法（平成3年法律第90号）第38条に規定する契約を西条市お試し移住用住宅定期賃貸借契約書（様式第5号）により市長と締結しなければならない。この場合において、市長は同条第2項の規定により契約の更新がないことを、西条市お試し移住用住宅定期賃貸借契約について（様式第6号）により説明するものとする。

（貸付期間）

第9条 お試し移住用住宅の貸付期間（以下「貸付期間」という。）は、1泊2日以上30泊31日以内とする。

- 2 前条の規定により契約を締結した貸付対象者（以下「使用者」という。）は、貸付期間を延長することができない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りではない。
- 3 貸付期間の初日及び満了日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日を除いた日とする。

（貸付料）

第10条 お試し移住用住宅の貸付料（電気代、水道代、寝具レンタル料等を含む）は、1組1日につき1,000円とする。

- 2 使用者は、前項に規定する貸付料を第8条に規定する契約の締結時から貸付期間の初日までに納付しなければならない。
- 3 既に納付した貸付料は、還付しない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、その全部又は一部を還付することができる。
- 4 貸付期間中における飲食費、備付け以外の生活用品及び日常の消耗品等に要する費用、交通費等は、使用者負担とする。

（遵守事項）

第11条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 外出時又は就寝時には必ず施錠するなど善良に管理するものとし、鍵を紛失したときは、直ちに市長に報告すること。
- (2) 火気の取扱いに細心の注意を払い、寒冷時に水道の凍結防止に努め、及び施設内の備品類を適切に取り扱うこと。
- (3) ごみは、施設において定められたルールに従い、適切に排出すること。
- (4) 施設及び施設周りの清掃を行い、住環境の保全に努めること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、施設の使用に関し市長が必要と認めること。

(行為の制限)

第12条 使用者は、施設及びその敷地内において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 物品の製造又は販売、寄附の要請その他これに類する行為を行うこと。
- (2) 事業又は営業を行うこと。
- (3) 興行、展示会その他これに類する催しを開催すること。
- (4) 文書、図書その他印刷物を掲示し、又は配布すること。
- (5) 宗教の普及、勧誘、儀式その他これに類する行為をすること。
- (6) 公の選挙に関し、特定の候補者若しくは政党を支持し、又はこれに反する等の政治的活動その他これに類する行為をすること。
- (7) 他人に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (8) 申請書に記載された使用者以外の者を宿泊させること。
- (9) 本物件の全部又は一部を転貸、又はその権利を譲渡すること。
- (10) 動物を飼育すること。
- (11) 本物件の様態替え又は増改築をすること。
- (12) 貸付者の承諾を得ずに、本物件内及び当該敷地内に設備及び工作物を設置すること。
- (13) 公の秩序又は善良の風俗に反する行為
- (14) 前各号に掲げるもののほか、施設の使用にふさわしくない行為をすること。

(貸付けの承認の取消し)

第13条 市長は、使用者が虚偽又は不正の行為により、第6条第1項の規定による貸付けの承認を受けた場合又は使用者が前2条の規定に違反する行為があった場合は、同項の規定による貸付けの承認を取り消すことができる。

(現状回復及び明渡し)

第14条 使用者は、貸付期間が満了した場合、又は前条の規定により貸付けの承認が取り消された場合は、直ちに施設の現状を回復して明け渡さなければならない。

2 前項の規定により施設を明け渡すときは、市長が指定した施設管理者の確認を受けなければならない。

(立入り)

第15条 市長は、施設の防火、構造の保全その他施設の管理上必要があるときは、使用者の施設に立ち入ることができる。

2 使用者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定による立ち入りを拒否することはできない。

(損害賠償)

第16条 使用者は、自己の責めに帰すべき原因により施設などを破損し、又は滅失したときは、直ちに市長に報告し、その損害を賠償しなければならない。

(事故免責)

第17条 施設が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、施設内及びその敷地内で発生した事故及び火災について、市はその責任を負わないものとする。

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

年 月 日

西条市長 殿

申請者 住 所 _____
 氏 名 _____ (印)
 電話番号 (自 宅) _____
 (携帯電話) _____

西条市お試し移住用住宅貸付承認申請書

お試し移住用住宅の貸付けについて、次のとおり申請します。

貸付申請期間		年 月 日から 年 月 日まで		泊 日	
使用者氏名		性別	生年月日	年齢	申請者との 関係
申請者		男・女	年 月 日		本人
同居者		男・女	年 月 日		
		男・女	年 月 日		
		男・女	年 月 日		
		男・女	年 月 日		
添付書類					
次の事項は、申請者及び同居者について、間違いありません。 1 旅行に伴う宿泊又は出張その他の商用若しくは業務目的の使用ではありません。 2 西条市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等ではありません。 3 体験結果に係るアンケート調査に参加します。					
注 聞き取りを行うため、必ず記入してください。					
使用の目的			使用後の予定		

年 月 日

様

西条市長



西条市お試し移住用住宅貸付承認通知書

年 月 日付けで申請のあった西条市お試し移住用住宅の貸付けについて、西条市お試し移住用住宅貸付規則第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり承認します。

1 施設の名称

お試し移住用住宅「リブイン西条ハウス」

2 借用期間

年 月 日から（入居日）

年 月 日まで（退去日）

3 使用人数

人

4 施設借用料

泊 日 円

5 条件

- (1) お試し移住用住宅の使用者（以下「使用者」という。）は、少なくとも 1 回（1 週間以上の期間使用するものにあつては、1 週間につき 1 回）は、本市の移住相談員又は移住推進担当課の職員と本市への移住に関する相談を行わなければならない。
- (2) 使用者は、物品の製造又は販売、寄附の要請、興行、展示会等の催し、文書等の掲示及び配布、宗教活動、迷惑行為その他のお試し移住用住宅の使用にふさわしくない行為を行ってはならない。
- (3) 移住推進課の職員は、お試し移住用住宅の防火、構造の保全その他管理上必要があると認めるときは、施設に立ち入ることができる。使用者は、正当な理由がある場合を除き、立入りを拒むことはできない。

年 月 日

西条市長 殿

申請者 住 所 _____
氏 名 _____ (印)

西条市お試し移住用住宅貸付変更承認申請書

年 月 日付けで貸付けの承認を受けた事項を変更したいので、次のとおり申請します。

貸付期間の変更		年 月 日から 年 月 日まで			泊 日	
使用者の変更						
追加	削除	使用者氏名	性別	生年月日	年齢	申請者との 関係
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		男・女	年 月 日		
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		男・女	年 月 日		
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		男・女	年 月 日		
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		男・女	年 月 日		
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		男・女	年 月 日		
<<変更理由>> 						
受付番号※				号		

注 ※印の欄は、記入しないでください。

年 月 日

様

西条市長



西条市お試し移住用住宅貸付変更承認通知書

年 月 日付けで変更申請のあった西条市お試し移住用住宅「リブイン西条ハウス」の貸付けについて、西条市お試し移住用住宅貸付規則第7条第2項の規定により、次のとおり承認します。

1 施設の名称

お試し移住用住宅「リブイン西条ハウス」

2 変更後の借用期間

年 月 日から（入居日）

年 月 日まで（退去日）

3 変更後の使用人数

人

4 変更後の施設借用料

泊 日 円

5 条件

- (1) お試し移住用住宅の使用者（以下「使用者」という。）は、少なくとも1回（1週間以上の期間使用するものにあつては、1週間につき1回）は、本市の移住相談員又は移住推進担当課の職員と本市への移住に関する相談を行わなければならない。
- (2) 使用者は、物品の製造又は販売、寄附の要請、興行、展示会等の催し、文書等の掲示及び配布、宗教活動、迷惑行為その他のお試し移住用住宅の使用にふさわしくない行為を行ってはならない。
- (3) 移住推進課の職員は、お試し移住用住宅の防火、構造の保全その他管理上必要があると認めるときは、施設に立ち入ることができる。使用者は、正当な理由がある場合を除き、立入りを拒むことはできない。

様式第5号（第8条関係）

西条市お試し移住用住宅定期賃貸借契約書

（契約の締結）

第1条 貸主西条市長（以下「貸付者」という。）と借主（以下「借受者」という。）は、次条に規定する契約の物件（以下「本物件」という。）について、以下の条項により借地借家法（平成3年法律第90号）第38条に規定する定期建物賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（契約の物件）

第2条 貸付者は、西条市お試し移住用住宅貸付規則（令和元年西条市規則第 号。以下「規則」という。）に基づく移住体験施設として次に掲げる建物を借受者に賃貸し、借受者はこれを賃借するものとする。

- (1) 名称 お試し移住用住宅「リブイン西条ハウス」
- (2) 住所 西条市小松町新屋敷甲2885番地
- (3) 建築年 平成6年
- (4) 構造 木造スレート葺平屋建
- (5) 面積 75.73㎡

（貸付期間）

第3条 契約期間は、1泊2日から30泊31日までの期間において、次に掲げるとおりとする。

始 期 年 月 日から
終 期 年 月 日まで （ 日間）

2 本契約は、前項に規定する期間の満了により終了し、更新しないものとする。

（貸付料）

第4条 契約期間における施設の貸付料は、1組5人までとし、1日につき1,000円とする。

- 2 施設の貸付料には、電気代、水道代、排水利用に係る合併浄化槽使用経費、Wi-Fi使用料、寝具レンタル料及び施設維持経費を含むものとする。
- 3 借受者は、飲食費、備付け以外の生活用品及び日常の消耗品等に要する費用、交通費等を全て負担する。
- 4 第1項の規定により納めた貸付料は、これを返還しない。ただし、天災事変等やむを得ない事由により市長が特に必要と認める場合は、その都度返還割合を決定し返還することができる。

（貸付料の支払期限）

第5条 借受者は、前条の規定による貸付料を、本契約の締結の日から貸付期間の初日までに貸付者の発行する納入通知書等により納付しなければならない。

(遵守事項)

第6条 借受者は、施設を使用するに当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 本物件を規則で定める目的以外に使用しないこと。
- (2) 本物件に住所を移さないこと。
- (3) 外出時又は就寝時に施錠するなど本物件を善良に管理すること。また、鍵を紛失したときは、直ちに貸付者に報告すること。
- (4) 鍵を複製しないこと。
- (5) 火気の取扱いに細心の注意を払うとともに、寒冷時に水道の凍結防止に努め、及び備付けの備品類を適切に取り扱うこと。
- (6) ごみは、決められたルールに従い、本物件敷地内の指定の場所へ排出すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、貸付者が必要と認める事項

(禁止行為)

第7条 借受者は、本物件を使用するに当たり、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 物品の製造又は販売、寄附の要請その他これに類する行為を行うこと。
- (2) 事業又は営業を行うこと。
- (3) 興行、展示会その他これに類する催しを開催すること。
- (4) 文書、図書その他印刷物を掲示し、又は配布すること。
- (5) 宗教の普及、勧誘、儀式その他これに類する行為をすること。
- (6) 公の選挙に関し、特定の候補者若しくは政党を支持し、又はこれに反する等の政治的活動その他これに類する行為をすること。
- (7) 他人に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (8) 申請書に記載された使用者以外の者を宿泊させること。
- (9) 本物件の全部又は一部を転貸、又はその権利を譲渡すること。
- (10) 動物を飼育すること。
- (11) 本物件の様態替え又は増改築をすること。
- (12) 貸付者の承諾を得ずに、本物件内及び当該敷地内に設備及び工作物を設置すること。
- (13) 公の秩序又は善良の風俗に反する行為
- (14) 前各号に掲げるもののほか、施設の使用にふさわしくない行為をすること。

(設備又は特殊備品の搬入)

第8条 賃借者が本物件の使用に当たり、特別な設備又は特殊備品の搬入をしようとするときは、貸付者の許可を受けなければならない。

(契約の解除)

第9条 貸付者は、借受者が本契約書に規定する事項若しくは規則に違反した場合又は本契約を継続することが困難であると認める場合は、本契約を解除することがで

きる。

- 2 天災、地震、火災等により本物件を通常の用に供することができなくなった場合、本契約は消滅する。

(明渡し)

第10条 借受者は、貸付期間が満了した場合又は前条の規定により契約を解除された場合にあつては、市職員の立会いの下、直ちに施設を明け渡し、鍵を返還しなければならない。この場合において、借受者は施設の清掃を行い、通常の使用に伴い生じた損耗を除き、本物件及び当該敷地を原状回復しなければならない。

- 2 前項後段の規定により、借受者が行う原状回復の内容及び方法については、あらかじめ貸付者と協議するものとする。

(立入り)

第11条 貸付者は、本物件の防火、構造の保全その他本物件の管理上必要があると認めるときは、市職員を本物件内に立ち入らせることができるものとする。

- 2 借受者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定による立入りを拒否することはできない。

(損害賠償)

第12条 借受者は、故意又は過失により本物件の建物、設備、備品等を破損、汚損又は滅失したときは、直ちに貸付者に報告し、その損害を賠償しなければならない。

- 2 借受者は、本物件の明渡しを遅延したとき、本契約の期間の終了日の翌日から明渡しの完了日までの間、1日当たりの貸付料の2倍に相当する損害金を貸付者に支払うものとする。

- 3 借受者が契約期間終了後に不法な居住を継続した場合、貸付者は然るべき法的手段により本物件の明渡しの強制執行を行うものとする。貸付者は、借受者に対し、その手続きに要した裁判費用、弁護士費用及び残存物の処理費用等を請求することができるものとする。

- 4 貸付者は、その責めによらない火災、盗難等による借受者の損害又は本物件の居住を不可能にするような非常事態の発生による借受者の損害については、責任を負わない。

(事故免責)

第13条 本物件が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、本物件内又は当該敷地内で発生した事故及び火災について、貸付者はその責務を負わないものとする。

(協議)

第14条 貸付者及び借受者は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法（明治29年法律第89号）、借地借家法その他の法令、西条市公有財産規則（平成16年西条市規則第46号）及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄)

第15条 貸付者及び借受者は、本契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、貸付者の所在地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに合意した。

貸付者及び借受者は、本契約書2通を作成し、記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

貸 主 (貸付者) 住 所

氏 名 西条市長

印

借 主 (借受者) 住 所

氏 名

印

様式第6号（第8条関係）

年 月 日

貸主（貸付者）住所
氏名

西条市長



西条市お試し移住用住宅定期賃貸借契約について

下記施設について定期建物賃貸借契約を締結するに当たり、借地借家法第38条第2項の規定に基づき、次のとおり説明します。

下記施設の賃貸借契約は、更新がなく、期間の満了により賃貸借は終了しますので、期間の満了の日までに、下記施設を明け渡さなければなりません。

記

1 施設	名称	お試し移住用住宅 (リブイン西条ハウス)			
	所在地	西条市小松町新屋敷甲2885番地			
2 貸付期間	始期	年	月	日から	日間
	終期	年	月	日まで	

上記施設につきまして、借地借家法第38条第2項の規定に基づく説明を受けました。

年 月 日

借主（借受者）住所

氏名

